訪問サービスにおけるサテライト事業所の設置指針新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
１　（略） ２　設置の要件 （１）設置可能な地域 　地域に係る要件は設けない。ただし，主たる事業所とサテライト事業所で指定権者が異なる以下のケースについては，一体的な指定が困難であるため認めない。なお，サテライト事業所は地域の実情を踏まえ，サービス提供体制の面的な整備，効率的な事業運営の観点から必要と認められる際に，出張所として「事業所」に含めて指定するものである。 サテライト事業所として認められない例 １　主たる事業所が仙台市以外にあり，仙台市内にサテライト事業所を設置すること。 ２　主たる事業所が仙台市内にあり，県内の仙台市以外の地域にサテライト事業所を設置すること。 ３　県外の地域にサテライト事業所を設置すること。 （２）設置場所の距離関係について 　主たる事業所とサテライト事業所の距離関係については，以下のとおりとする。 イ　主たる事業所とサテライト事業所の位置関係は，下記のいずれかであること。 （イ）自動車等による移動に要する時間が概ね２０分以内の近距離であること。 （ロ）サテライト事業所が中山間地域等（別表に定める地域をいう）に該当する地域に所在すること。	１　（略） ２　設置の要件 （１）設置可能な地域 　地域に係る要件は設けない。ただし，主たる事業所とサテライト事業所で指定権者が異なる以下のケースについては，一体的な指定が困難であるため認めない。なお，サテライト事業所は地域の実情を踏まえ，サービス提供体制の面的な整備，効率的な事業運営の観点から必要と認められる際に，出張所として「事業所」に含めて指定するものである。 サテライト事業所として認められない例 １　主たる事業所が仙台市以外にあり，仙台市内にサテライト事業所を設置すること。 ２　主たる事業所が仙台市内にあり，県内の仙台市以外の地域にサテライト事業所を設置すること。 （２）設置場所の距離関係について 　主たる事業所とサテライト事業所の距離関係については，以下のとおりとする。 ・　主たる事業所とサテライト事業所の距離　は， 自動車等による移動に要する時間が概ね２０分以内の近距離であること。

ただし，中山間地域等に設置する場合にあっては，本体事業所との相互支援が可能と一般的に考えられる範囲内（通常の事業の実施地域や本体事業所が所在する市町村に隣接する市町村を原則とする）とし，設置の可否は個別に判断する。	
（略）	（略）
３～５　（略）	３～５　（略）
６　指針の効力 当指針は，令和２年１０月１日以降設置しようとするサテライト事業所に対して適用する。	６　指針の効力 当指針は，平成２９年４月１日以降設置しようとするサテライト事業所に対して適用する。
別表 中山間地域等とは下記のいずれかの地域である。 １　離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ２　奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第１条に規定する奄美群島 ３　豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条第１項に規定する豪雪地帯 ４　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第２条第１項に規定する辺地 ５　山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定により指定された振興山村 ６　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第２条第１項に規定する小笠原諸島 ７　半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第１条に規定する半島地	

域 ８　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）第２条第１項に規定する特定農山村地域 ９　過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第２条第１項に規定する過疎地域 10　沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第３条第３号に規定する離島	—